社長・役員が亡くなった後の手続と税務

―もしもの時の会社の危機管理―

編著　税理士法人チェスター
河合厚（税理士）　前山静夫（税理士）　山中啓二郎（税理士）
司法書士法人チェスター
福田雅基（司法書士）
行政書士法人チェスター
清水茜作（行政書士）　藤本義昌（行政書士）
CST 法律事務所
山田庸一（弁護士）

書式ファイル
ダウンロード
特 典 付 き

新日本法規

第１　一時取締役を選任する

＜フローチャート～一時取締役の選任＞

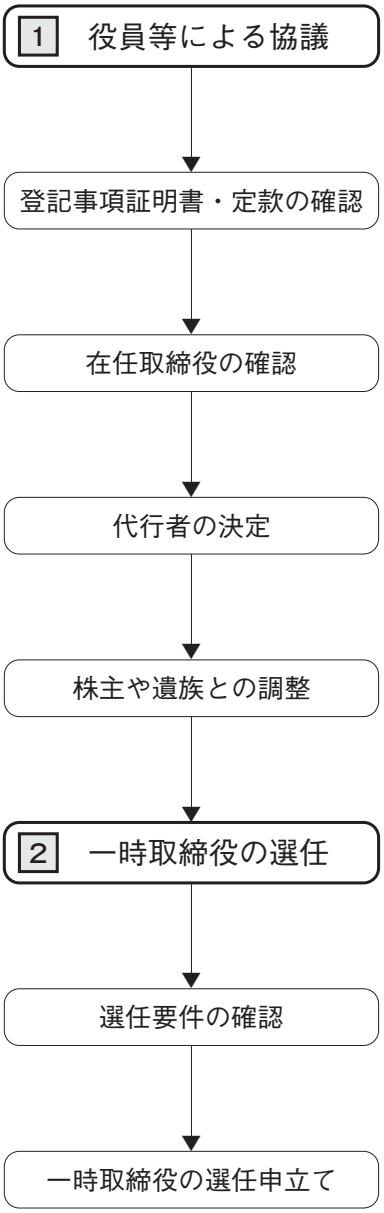

1　役員等による協議

「代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」（会社349④）と規定されています。取締役兼代表取締役が死亡した場合、会社は新たな法律行為ができないことになり、会社の運営に大きな影響を与えるため、速やかな対応が求められます。まずは、現存する役員（他の取締役）と株主、遺族などの利害関係者が、以下の内容等について後任の代表取締役の決定に向けた協議を行います。

（１）　代行者の決定

代表取締役が亡くなった直後は、会社が代表権を持つ人物を欠くことになります。そこで、まずは現存する他の取締役が代行者として代表者の業務を一時的に引き継ぐか、誰がその業務を代行するかを協議します。

（２）　役員の確認

上記の代行者の決定に当たっては、会社の登記事項証明書と定款から取締役の状況を確認します。死亡した代表取締役が唯一の代表者であった場合には、後任の代表取締役を決定する必要があります。また、複数人の取締役がいる場合、その取締役の代表権の有無を確認し、代表権を持つ取締役がいない場合にも代表取締役を決定する必要があります。

なお、会社の機関設計（取締役会を設置するか否か）や、会社の属性（例えば「大会社」に該当するかどうか）によって、以下のとおり必要となる取締役の数が変わりますので、この点についても確認します。

①　取締役会非設置会社の場合

取締役会を設置しない会社では、取締役は１名以上で足ります。また、監査役や会計参与などの役員は任意で設置することができます（会社326）。中小企業や家族経営の会社では、実務上この形式が多く採用されています。

②　取締役会設置会社の場合

一方で、取締役会を設置する会社では、少なくとも３名以上の取締役を置く必要があります（会社331⑤）。また、これに加えて原則、監査役１名以上の設置も必要となり

【参考書式８】一時取締役選任申立書 (DL)

一時取締役選任申立書

収入印紙
1000円
貼　付

（※割印不可）

令和○年○月○日

○○地方裁判所民事第○部　御中

〒○○○－○○○○
○○県○○市○○町○丁目○番○号
申立人　○○○○　㊞
ＴＥＬ　○○○－○○○－○○○○
ＦＡＸ　○○○－○○○－○○○○

申立ての趣旨

○○株式会社（本店○○区○○町○丁目○番○号）の一時取締役の職務を行うべき者の選任を求める。

申立ての理由

１　申立人は、発行済株式総数1,000株中600株を有する株主である。

２　前記株式会社の定款には、「１　取締役を２名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役１名を定める。２　取締役を１名置く場合には、その取締役を代表取締役とする。」と定められている。ところで、本件会社は、令和○年○月○日の定時株主総会において、取締役兼代表取締役Ａ１名が選任され、同日同人が就任していた。しかし、取締役兼代表取締役Ａは、令和○年○月○日死亡した。しかも、本件会社は、補欠役員の選任決議をしていないので、法令及び定款の定めにより、定足数を欠いていることとなる。したがって、株主総会を開催することができない状況にある。そこで、裁判所から、一時取締役の職務を行う者１名の選任を受ければ、株主総会の決議が可能となるので、代表取締役の選定をすることができる。

３　よって、会社法第346条第２項に基づき、本件会社の一時取締役の選任を求める。

疎明方法

甲第１号証　本件会社の登記事項証明書
甲第２号証　本件会社の定款
甲第３号証　本件会社の株主名簿（申立人が株主であることの疎明）
甲第４号証　戸籍謄本

第１　株式を相続する

＜フローチャート～株式の相続＞

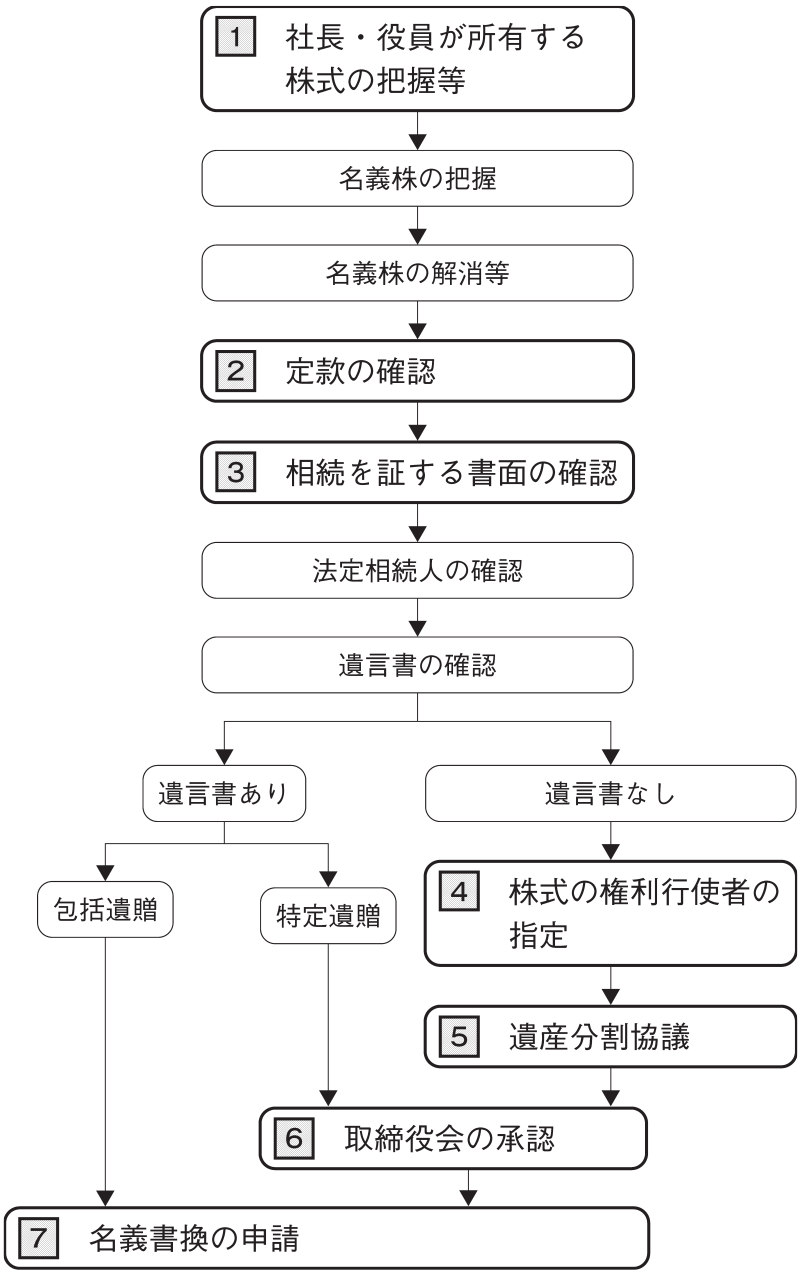

1　社長・役員が所有する株式の把握等

社長・役員が亡くなった場合、その人が所有していた自社株式の相続は、事業承継の観点からも重要な手続となります。ここでは、株式の相続における具体的な流れと、特に注意すべき点について解説します。

（１）　名義株の把握

社長・役員が亡くなったときに、会社や遺族がまず行うべきは、社長・役員が所有する株式の現状把握です。特に故人以外の株主が存在する場合、迅速な対応が求められます。

自社株式の現状把握において、まず確認すべき点の１つに「名義株」があるか否かがあります。名義株とは、株主名簿又は社員名簿に記載されている株主と、実質的な所有者が異なる株式のことをいいます。名義預貯金と同様の考え方です。

名義株が生じる背景には、いくつかの要因が考えられます。例えば、平成２年の商法改正前は、株式会社を設立するためには７人以上の発起人が必要であったため、親族や友人、取引先などの名義を借りて設立することも行われていました。また、創業当初は名義株が存していなかった場合でも、社長・役員とその親族間で贈与契約を交わさず贈与が成立していないにもかかわらず、便宜的に名義だけを変更しているなど、後発的に名義株が生じることもあります。

名義株であるか否かは次のような事実関係に基づき判断します（平11・３・29裁決　裁事57・395）。

①　株式の取得資金の全てを被相続人が負担していること
②　株式申込証に押印されている印影は、毎回同じで、その印影に係る印章は、被相続人が普段所持し使用していたものであること
③　株式の配当金は、被相続人が受け取っていたことが認められること

（２）　名義株の解消等

もし、名義株の実質的な所有者が亡くなった社長・役員であると確認された場合は、名義人（株主名簿上の名義人）との合意を得た上で、名義株を解消し、後継者に承継する手続を進めることになります。将来的に、対象となった名義株の帰属について争いが生じることを防ぐため、株式の名義人から「その株式の名義人となっているが、

【参考書式17】権利行使者の指定届 DL

令和○年○月○日

○○株式会社　御中

権利行使者の指定届

この度、貴社の株主であった○○○○に相続が発生いたしました。遺言書はなく、法定相続人による遺産分割協議が未了ではございますが、承継人として議決権を行使したく、別に添付する法定相続人を証する書面とあわせて、本書面にて下記の代表者を指定しましたので通知差し上げます。

記

譲渡人（前株主）

住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名	○○○○
所有する株式の種類及び数	普通株式　○,○○○株

権利行使者

住所	東京都○○区○○○　○丁目○番○号	実印
氏名	○○○○	
連絡先	○○○－○○○－○○○○	

なお、以下の共同相続人は、以上の者を権利行使者として選任したことにつき相違はない。

共同相続人①

住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号	実印
氏名	○○○○	
連絡先	○○○－○○○－○○○○	

共同相続人②

住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号	実印
氏名	○○○○	
連絡先	○○○－○○○－○○○○	

第２　株式の買取りを行う

＜フローチャート～株式の買取り＞

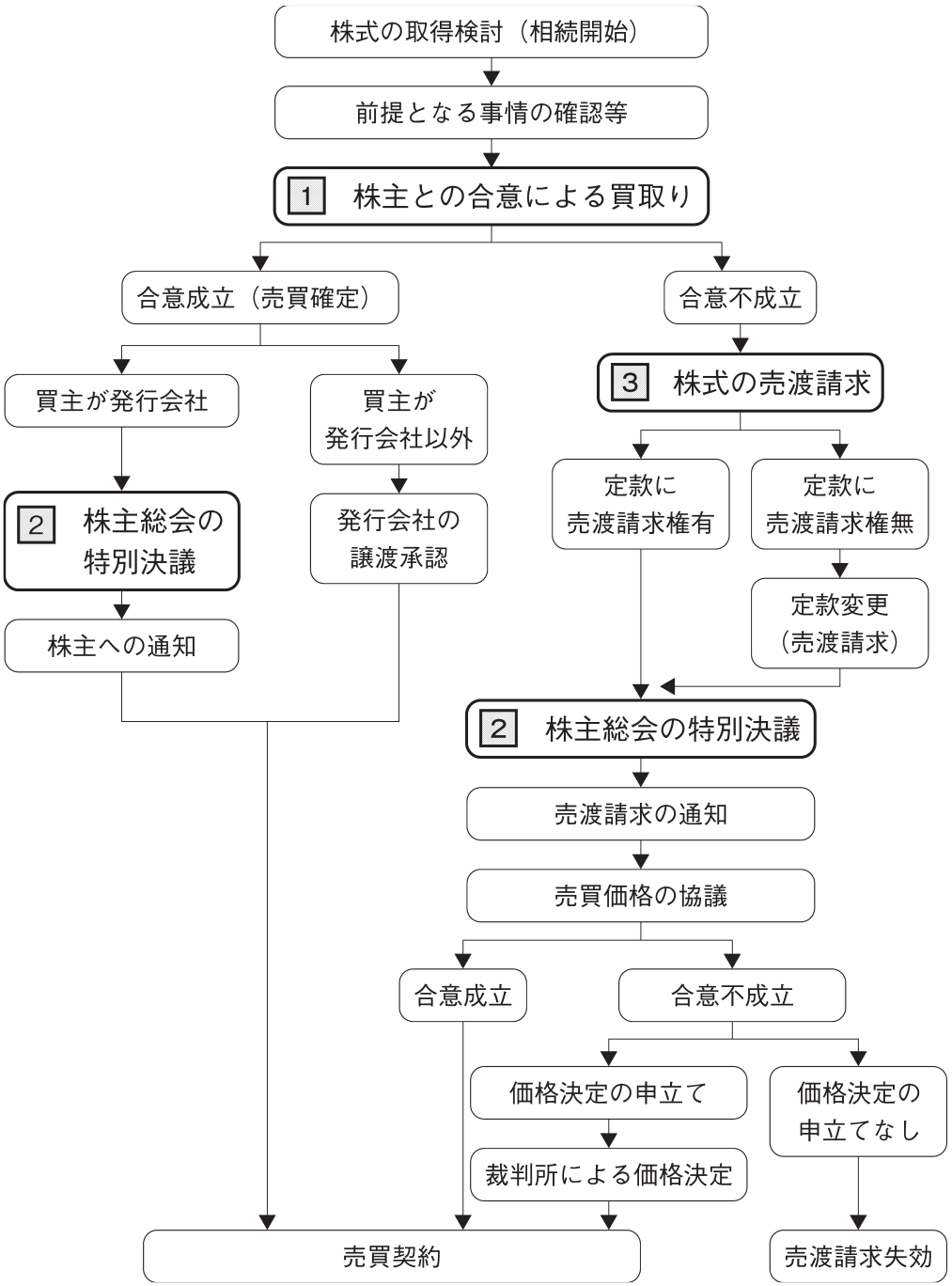

1　株主との合意による買取り

非上場の株式会社においては、創業者社長が単独で全ての株式を保有している場合もありますが、創業者社長ないしその後継者のほかに、役員、従業員、その他親族などに分散して株式を保有している場合もあります。

株主が死亡し、相続が開始した場合、経営と無関係な相続人に株式が渡るなどして、総会運営や株主管理が困難になることがあります。このような事態を避けるため、多くの場合、会社又は主要株主（創業家や後継者）が分散した株式の買取りを検討することが適切です。取得方法としては、主に株主との合意による買取りと、相続人等に対する売渡請求があります。

以下、株主との合意による買取り（任意交渉）について解説します。

（１）　前提となる事情の確認・検討

売買交渉の前提として、以下の事項を確認・検討しておく必要があります。

①　株式の譲渡制限の有無

株式を譲り受けるに当たり、定款上、その株式の譲渡に譲渡制限があるかどうか（譲渡制限株式であるか否か）（会社２十七）を確認します。

通常、非上場会社では譲渡制限が定められていますが、譲渡制限がない場合や、一部の株式についてのみ譲渡制限がある場合もあり得ます。

譲渡制限がある場合には、譲渡を受けるに当たり、発行会社の承認が必要となります（会社136～145）。また、後記３の対象となり得ます。

他方、譲渡制限がない場合には、当事者の合意により、自由に譲渡を受けることができます（ただし、譲受人が発行会社の場合には、自己株式の取得としての制限があります。）。また、売渡請求により強制的に株式を取得することはできません。

②　株券発行の有無

株券発行会社（会社117⑦括弧書）では、株券の交付が株式譲渡の効力要件となります（会社128①）。

このため、株式を買い取る場合には、株券の交付を受ける必要があります。株券が発行されている場合には、注意が必要です。

③　買取りの主体

買取りを行う場合に、誰が買い取るかという問題があります。考えられるのは、㋐

【参考書式21】売買契約書（株式の買取り）　DL

株式売買契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式売買契約を締結する。

第１条（目的）
甲は、乙が保有する甲の株式を、本契約の定めるところにより買い取り、乙はこれを甲に売り渡す。

第２条（売買株式の表示）
売買の目的である株式は以下のとおりである（以下「本件株式」という。）。
商号：○○株式会社
本店所在地：○○県○○市○○町○丁目○番○号
株式の種類：普通株式
売買対象株式の数：○○株

第３条（売買価格）
本件株式の売買価格は、金○○円とする。

第４条（支払方法）
甲は、乙に対し、前条に定める売買価格を、令和○年○月○日までに、以下の乙指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。
銀行名：○○銀行　支店名：○○支店　預金種別：普通預金
口座番号：○○○○○○○　口座名義：○○○○
振込手数料は甲の負担とする。

第５条（株式の引渡し）
乙は、甲に対し、前条の支払と引換えに、本件株式の株券（株券を発行している場合）を引き渡し、又は株主名簿記載事項を甲が書き換えることに協力する。

第６条（株主名簿の書換）
甲は、本契約に基づき株式を取得した後、速やかに株主名簿の書換手続を行い、甲を株主として記載する。

第７条（表明保証）
乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、本件株式につき、質権その他の担保権の設定、差押え、仮差押え、仮処分等の負担がなく、また、本契約による売渡しが第三者の権利を侵害するものでないことを表明し、保証する。甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、本件株式の取得につき、会社法に定める財源規制その他関連法令を遵守していることを表明し、保証する。

第８条（解除）
甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて書面により催告したにもかかわらず、その期間内に当該違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。

第１　廃業を検討する

＜フローチャート～廃業の検討＞

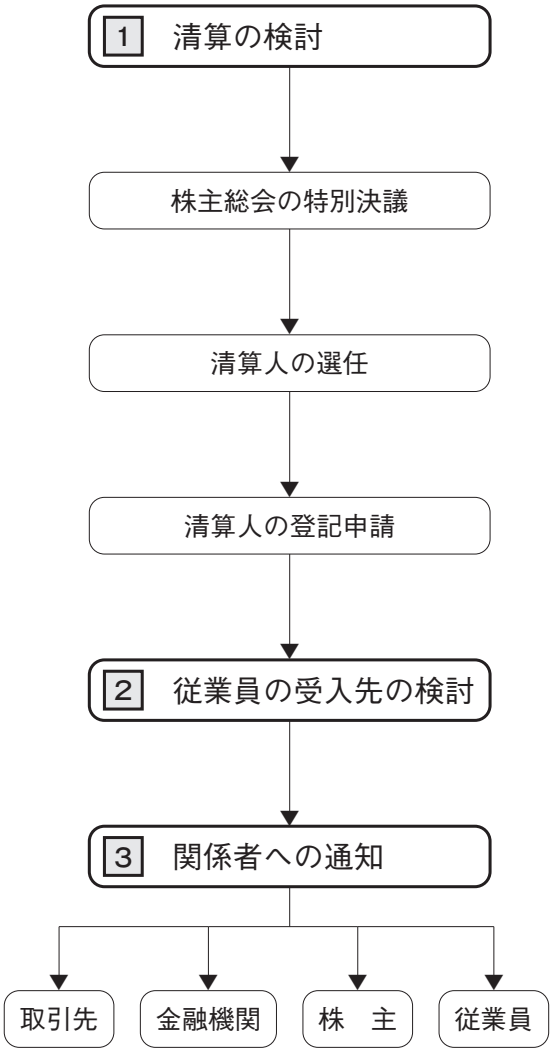

1　清算の検討

社長・役員が亡くなり、事業の継続が困難となる場合は少なくありません。特に中小企業において、代表者が実質的に全ての業務を掌握していたようなケースでは、後継者が不在であったり、相続人に事業承継の意向がなかったりすることが多くあります。このような状況では、会社の廃業、すなわち清算も重要な選択肢となります。

解散清算の検討に当たっては、まず会社の現状を整理する必要があります。営業活動の停止の要否、契約関係の履行状況、売掛金・買掛金の有無、資産の保有状況、従業員の在職の有無などを把握し、必要に応じて残務処理を進めます。

（１）　解散清算手続の検討と流れ

第２章第４の内容も踏まえつつ、会社を廃業するか否かを検討します。廃業を決断した場合には、法的な手続にのっとり、関係者へ配慮しながら進めることが求められます。

会社を廃業するには、会社法に定められた清算手続を経る必要がありますが、一般的には以下のような手続で進めます。

①　株主総会での解散決議

会社を解散するには、株主総会の特別決議（会社309②十一）を経る必要があります。特別決議には、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の３分の２以上の賛成が必要です。

②　清算人の選任

清算に当たっては、解散と同時に「清算人」を選任する必要があります。清算人は、通常は代表取締役が就任することが多いですが、死亡によって代表取締役が不在である場合には、株主総会で別途清算人を選任する必要があります（会社478）。

③　官報への解散公告と債権者への個別催告

会社の解散を官報で公告し、知れている債権者には個別に通知して、債権の申出を促します。

④　会社財産の換価

会社の資産を現金化します。

⑤　債権者への債務弁済

会社の負債を支払います。

【参考書式40】清算人・代表清算人を選任する登記申請書 DL

株式会社解散及び清算人・代表清算人選任登記申請書

１．会社法人等番号　（登記事項証明書にて確認）
　フ　リ　ガ　ナ
１．商　　号　（登記事項証明書にて確認）
１．本　　店　（登記事項証明書にて確認）
１．登記の事由　解散
　　令和○年○月○日清算人及び代表清算人選任
１．登記すべき事項　（※具体的な登記事項を記載。例えば、解散年月日、清算人氏名、代表清算人氏名など）
１．登録免許税　金39,000円
１．添付書類　定款
　　株主総会議事録
　　株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面
　　清算人、代表清算人の就任承諾書

上記のとおり登記の申請をします。
令和○年○月○日
○○法務局○○支局・出張所　御中

会社本店住所　○○県○○市○○町○丁目○番○号
申請人　○○株式会社
代表清算人の住所　○○県○○市○○町○丁目○番○号
代表清算人の氏名　○○○○　㊞
連絡先の電話番号　○○○－○○○－○○○○

新日本法規